

ドラグショベルのバケットに乗り、高圧送電線の破れた被覆を補修しようとして感電

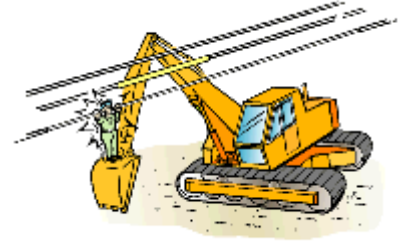
この災害は、土地の造成現場において、高圧送電線に触れ感電した災害である。

この現場では、山の斜面を切り開き、土地を造成するもので、作業の内容は、現場に生えている竹を「なた」等で切り、その後、竹の根を掘り起こして平地とするものであった。

当日、3名の作業者が朝から竹を切る作業を実施していたが、ある程度の切り払いが進んだので、午後からはドラグショベルを用いて竹の根を掘り起こす作業に取りかった。

午後3時から30分の休憩をとった後、被災者がドラグショベルを運転して竹の根を掘り起こす作業を行っていたが、午後5時頃になって、現場の責任者でもある取締役からドラグショベルの音が大きく近所の迷惑になるので作業を終えるよう指示されたので、ドラグショベルの作業装置を旋回させ機械を移動させようとしたところ、作業場所の上空約9.5メートルにある高圧送電線(6,600V)にドラグショベルのアームを接触させ、被覆の1部を損傷させた。

そこで、被災者は、ドラグショベルのバケットに乗り、絶縁テープで修理しようとして電線の充電部に触れ、感電、転落死亡した。



災害の直接の原因は、特段の防護の措置も講じないまま、6,600Vの高圧送電線の被覆の破れた箇所の修理のため、素手で絶縁テープを巻き付けようとしたためであるが、間接的なものを含め多くの災害原因があった。

- 1 作業箇所の送電線には防護管が取り付けられていなかったこと。
- 2 被害者が低圧の配電線と高圧の送電線とを誤認し、高圧送電線に絶縁テープを素手で巻き付けようとしたこと。
- 3 被害者は、2回に亘ってドラグショベルのバケットに乗っているが、この行為は明らかにドラグショベルの用途外使用に該当すること。
- 4 このような作業では、電路の移設、絶縁用防具の設置、監視人の配置等が必要であるが、いずれの措置もなされていなかったこと。
- 5 ドラグショベルの旋回中に送電線に接触し、送電線の被覆の一部に損傷を与えたことを電力会社に連絡をすべきであるのにそれを怠ったこと。
- 6 作業には、事前に必要な安全衛生教育を実施すべきなのに、実施していなかったこと。

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 電路の一時停電、移設等
- 2 絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用器具等の使用
- 3 絶縁用防具等の取り付け状況の作業開始前の点検と電力会社への連絡
- 4 電撃危険についての安全教育の徹底
- 5 充電電路へ素手で触れる作業禁止
- 6 作業の監視人の配置
- 7 異常事態発生時の連絡体制等の整備、救急方法の教育
- 8 建設機械等の用途外使用の禁止
- 9 建設機械等の運転席からの離脱禁止